

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

- (1) 中間所得層の被保険者の負担軽減を図るため、基礎賦課分と後期高齢者支援金等賦課分の賦課限度額を見直す。(第13条の6及び第13条の6の12)

区 分	改 正 前	改 正 後
基礎賦課限度額	<u>65万円</u>	<u>66万円</u>
後期高齢者支援金等賦課限度額	<u>24万円</u>	<u>26万円</u>
介護納付金賦課限度額	17万円	17万円
合 計	<u>106万円</u>	<u>109万円</u>

- (2) 経済動向を踏まえ、低所得世帯に対する保険料軽減判定基準額を見直す。
(第18条第1項第2号及び第3号)

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+ <u>29.5万円</u> ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43万円)+ <u>30.5万円</u> ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+ <u>54.5万円</u> ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43万円)+ <u>56万円</u> ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

被保険者数 : 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

給与所得者等 : 給与の収入金額が55万円を超える者、65歳未満で年金等の収入金額が60万円を超える者及び65歳以上で年金等の収入金額が125万円を超える者

2. 施行期日

令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の保険料から適用する。